

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年7月30日

東京労働局労働基準部

監督課(監督指導結果について)

担 監督課長 神子沢 啓司
監察監督官 岡本 信行
【電 話：03(3512)1612】

健康課(熱中症予防対策について)

当 健康課長 坂本 直己
主任労働衛生専門官 柳 多賀子
【電 話：03(3512)1616】

建設現場に対する集中的指導の実施について ～ 現場指導の結果と熱中症予防対策の取組状況 ～

東京労働局(局長 富田望)は、全国安全週間の取組の一環として、令和6年6月3日から6月28日にかけて、東京都内で施工する建設工事703現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しました。また、指導に当たっては、建設現場における熱中症予防対策の取組状況なども確認しましたので、6月に実施した現場指導の結果と熱中症予防対策の取組状況を公表します。

【取組結果】

1 指導結果等

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| (1) 指導現場数 | 703現場 |
| (2) 違反があった現場数 | 427現場 (60.7%) |
| 主な労働安全衛生法違反事項(違反があった現場数に占める割合) | |
| ① 元請事業者の安全衛生管理面 | 334現場 (78.2%) |
| ② 墜落・転落防止措置 | 269現場 (63.0%) |
| (3) 熱中症予防対策について指導した現場数(指導現場数に占める割合) | 95現場 (13.5%) |

2 熱中症予防対策の取組状況

- | | |
|--|---------------|
| (1) 実施している現場数 | 678現場 (96.4%) |
| (2) 各種対策を実施している現場数(3対策まで複数選択式) | |
| ① 「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」 | 521現場 (74.1%) |
| ② 「高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設置」 | 311現場 (44.2%) |
| ③ 「作業時間の短縮や休憩時間の増加」 | 210現場 (29.9%) |
| ④ 「高温作業場に適度な通風又は冷房を行う装置を設置」 | 208現場 (29.6%) |
| ⑤ 「暑さ指数を把握し、リスクを評価」 | 205現場 (29.2%) |

【今後の取組】

東京労働局では、建設事業主に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策の徹底等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

別添資料

- 1 集中的指導(R4年以降)における主要違反事項の違反状況等
- 2 熱中症に先手必勝!～STOP!熱中症クールワークキャンペーン推進中～
- 3 STOP!熱中症クールワークキャンペーン

1. 建設現場に対する集中指導における法違反の状況

別紙

(1) 違反数および違反率

違反率は、60.7%（427現場）であり、違反があった427現場の15.0%に相当する64現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	606	10	25	62	703
法令違反現場数	381	1	17	28	427
違反率	62.9%	10.0%	68.0%	45.2%	60.7%
作業停止等命令現場数	61	0	0	3	64
法令違反現場数に対する割合	16.0%	0.0%	0.0%	10.7%	15.0%*

【※ 64現場 / 427現場】

(2) 違反事項別の違反率等（違反率：違反現場数（427現場）に対する違反事項別現場数の割合）

違反事項別では、「元請事業者の安全衛生管理面」の違反率が78.2%（334現場）であり、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が63.0%（269現場）であった。

違反事項	違反現場数 (全体 427 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	334 現場 (78.2%)	<ul style="list-style-type: none"> 下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施 (安衛法第29条) 下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施 (安衛法第31条)
【墜落・転落防止措置】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	269 現場 (63.0%) うち手すり・さん等が なかった現場…132 現場	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業のための作業床の未設置 (安衛則第518条) 足場の手すり・さん等の未設置 (安衛則第563条、第655条) 高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置 (安衛則第519条、第653条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	48 現場 (11.2%)	<ul style="list-style-type: none"> 組立図の未作成 (安衛則第240条) 支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施 (安衛則第242条) 組立時の立入禁止措置の未実施 (安衛則第245条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	14 現場 (3.3%)	<ul style="list-style-type: none"> 移動式クレーンの作業方法の未決定 (クレーン則第66条の2) 移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施 (クレーン則第74条の2)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	18 現場 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> 使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成 (安衛則第155条) 転倒・転落防止措置の未実施 (安衛則第157条) 運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施 (安衛則第158条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	16 現場 (3.7%)	<ul style="list-style-type: none"> 研磨作業時の防じんマスクの不使用 (粉じん則第27条)
【本足場の未使用関係】 本足場の設置関係 (令和6年4月1日より施行)	14 現場 (3.3%)	<ul style="list-style-type: none"> 本足場の未使用 (安衛側第561条の2) 幅1メートル以上の箇所に除外事由(※)なく、本足場を設置していないなど(一側足場の設置を含む) ※除外事由：つり足場の使用、障害物の存在、設置場所の状況から本足場の設置が困難

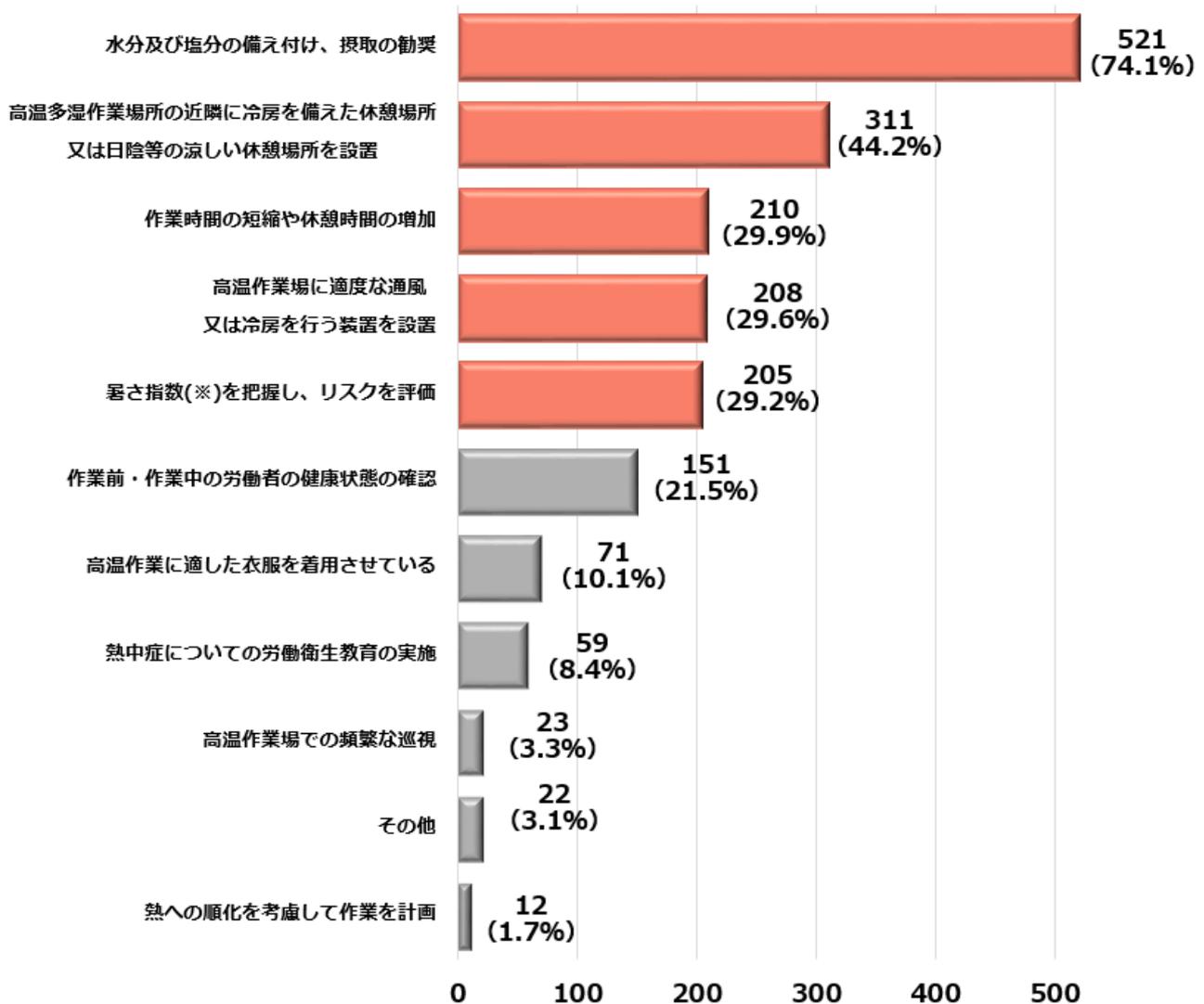
※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

※「別添」…令和4年以降の違反事項別の違反率の推移

2. 熱中症予防対策

何らかの対策を実施している現場は 678 現場 (96.4%) であった。また、実施している対策の上位を占めたのは、「水分及び塩分の備え付け、摂取の勧奨」が 521 現場 (74.1%)、次いで「高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設置」が 311 現場 (44.2%)、「作業時間の短縮や休憩時間の増加」が 210 現場 (29.9%)、「高温作業場に適度な通風又は冷房を行う装置を設置」が 208 現場 (29.6%)、「暑さ指数を把握し、リスクを評価」が 205 現場 (29.2%) であった。

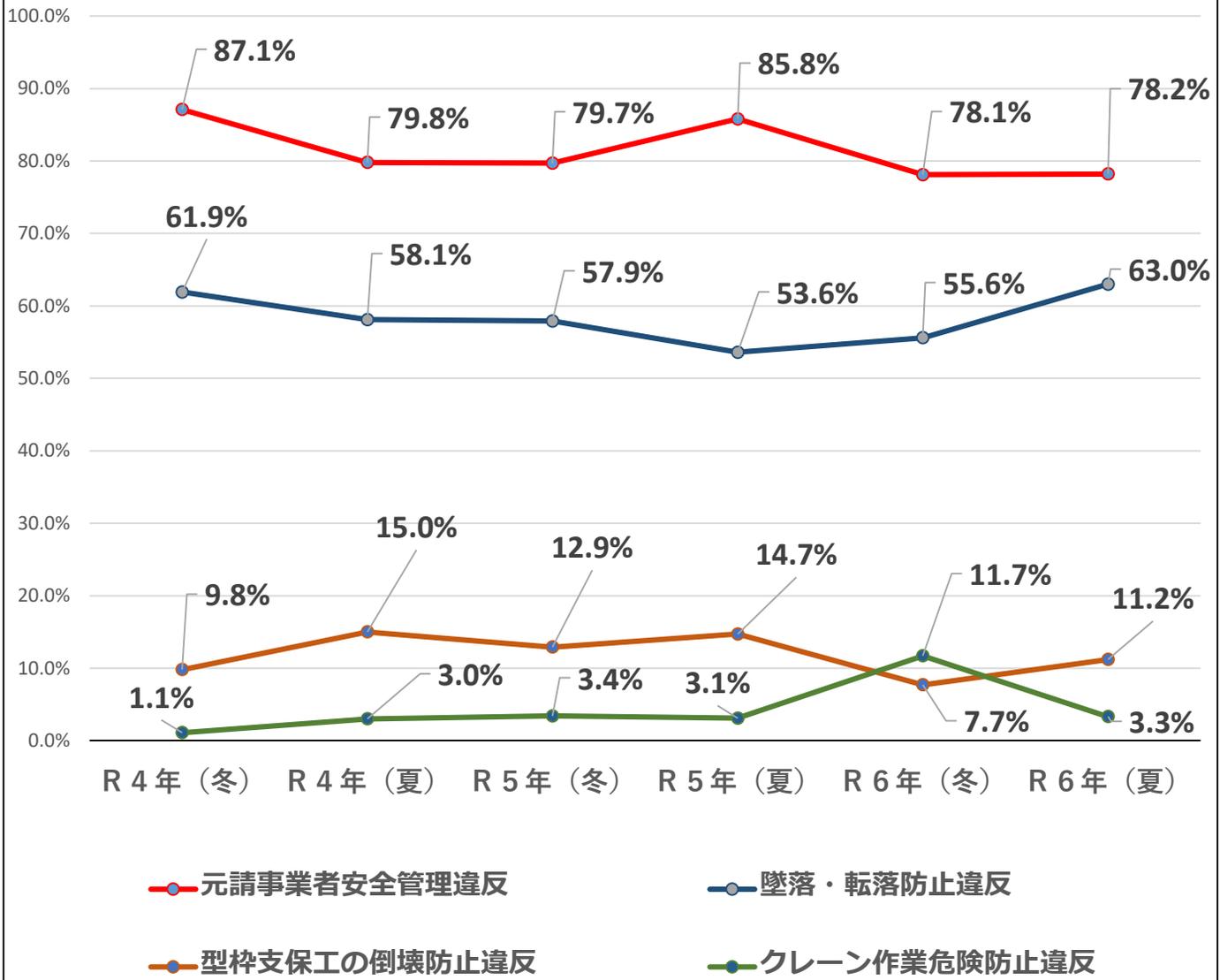
なお、「暑さ指数を把握し、リスクを評価」については、第 14 次東京労働局労働災害防止計画のアウトプット指標（暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させること。）としているが、前年度と比較して 6.9 ポイント減少となった。当該対策について、暑さ指数は熱中症の発症のリスクを評価するうえで重要な指標となっているため、当局では引き続き周知・広報を行っていくこととする。



※暑さ指数とは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

集中的指導（R 4 年以降）における主要違反事項の違反状況等

違反現場数に対する主要違反事項を認めた現場割合



	R 4 年 (冬)	R 4 年 (夏)	R 5 年 (冬)	R 5 年 (夏)	R 6 年 (冬)	R 6 年 (夏)
元請事業者安全管理違反	87.1%	79.8%	79.7%	85.8%	78.1%	78.2%
墜落・転落防止違反	61.9%	58.1%	57.9%	53.6%	55.6%	63.0%
型枠支保工の倒壊防止違反	9.8%	15.0%	12.9%	14.7%	7.7%	11.2%
クレーン作業危険防止違反	1.1%	3.0%	3.4%	3.1%	11.7%	3.3%
建設機械作業の危険防止違反	4.2%	3.4%	4.6%	4.2%	4.6%	4.2%
粉じん作業	2.8%	2.4%	1.7%	4.2%	2.8%	3.7%

熱中症に 先手必勝！

～ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン推進中～

東京労働局では、令和5年の熱中症災害（*）が、集計開始以降で過去最多（休業4日以上110人、うち死亡者数5人）となったことを受け、熱中症対策緊急パトロールや関係団体・事業者への協力要請など、より一層取組を徹底しています。（*休業4以上の死傷者数）

期間中、各労働基準監督署では、熱中症予防対策について周知指導を集中的に実施しています。



ロゴマークを保護帽に貼り付ける等の方法でご活用ください。

のどが渴く前に飲む！
こまめな水分補給を忘れずに！
熱中症予防の意識を高めましょう

（保護帽への貼付け例）



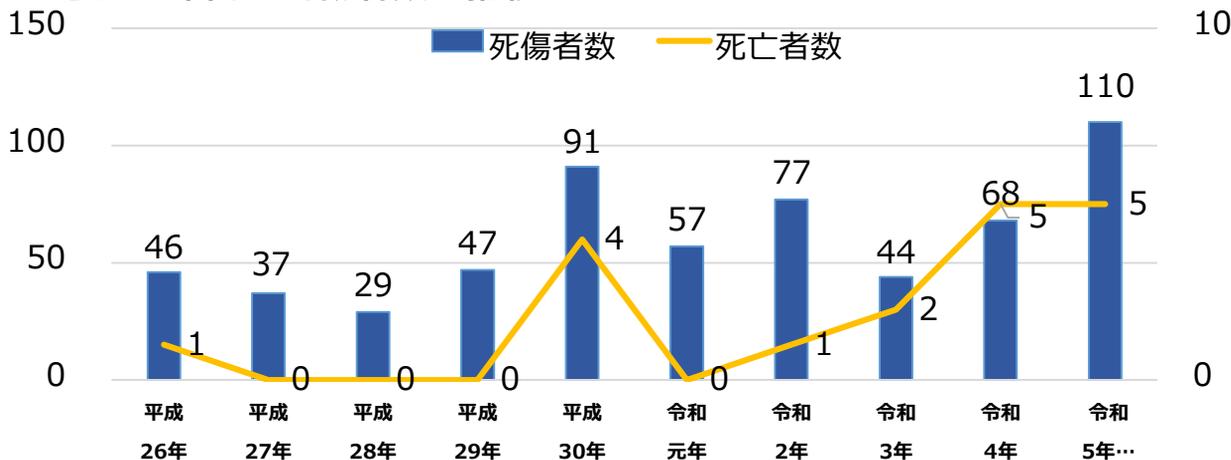
ロゴマークは東京労働局 ホームページからダウンロードしていただけます。



<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html>

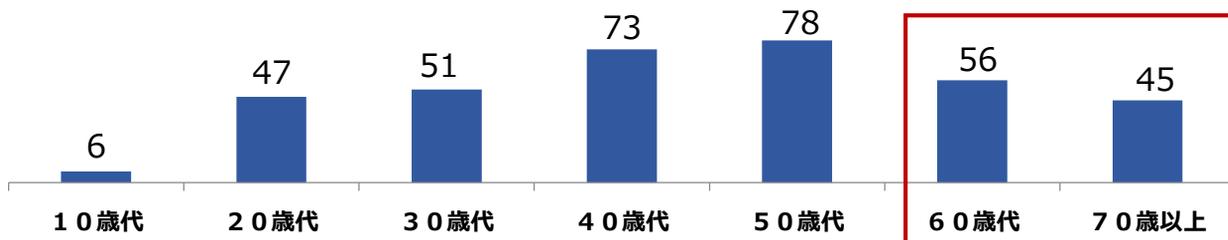
東京労働局管内の職場における熱中症による死傷者数の推移（単位：人）

1 過去10年間の死傷者数の推移



2 年齢別死傷者数（平成31年から令和5年）

* 死傷者の約3割が60歳以上の労働者



高年齢者は、若年者よりも体内の水分量が少なく、暑さに対する感覚機能や調整機能が低下していることがあるため、配慮が必要です。

熱中症対策にも エイジフレンドリー補助金

をご活用ください

高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費を補助する制度があります！

☆ 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）

（活用例）

- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入（60歳以上の労働者用）
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システム※の導入（60歳以上の労働者用）（※初期導入費用のみ。パソコンの購入は対象外です）

（高年齢者の労働災害防止対策コース）



補助対象等の要件があります。
詳しくはこちら



令和6年度
エイジフレンドリー補助金

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**